新潟県 教育月報 1・2月合併号

第851号
令和３年１月４日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞　対象校種

１：教育ニュースライン …… Ｐ１　全種
２：本県における児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題について …… Ｐ２～６　全種
３：ＩＣＴの活用に向けた県立教育センターの新たな取組 …… Ｐ７～８　全種
４：インフォメーション …… Ｐ９～10　全種

教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

令和２年度学校給食優良学校等表彰で新発田市立東小学校が文部科学大臣表彰を受けました

文部科学省では、学校給食の普及と充実を図るため、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた国公私立の学校、共同調理場及び特に功績のあった学校給食関係者並びに学校給食団体に対し、毎年表彰を行っています。新潟県からは、今年度新発田市立東小学校が受賞しました。

【東小学校給食】

学校では、食事をとおして、自らの健康管理ができる子どもを目指して、給食時間を核に全校体制で取り組んできました。地場産野菜の活用や郷土料理のよさを伝え、地域の人々とのかかわりや地域を大切にする心を育みました。

また、新潟県教育委員会では、学校給食の普及と充実を図るため、児童・生徒への食育や家庭・地域との連携などに優れた成果をあげた学校等を表彰しています。今年度は令和２年11月６日(金)に県立教育センターで開催された「食育運営研修会」にて、紹介されました。今年度新潟県学校給食優良学校等には、阿賀野市立安田小学校（安田学校給食センター）と五泉市立五泉小学校が表彰されました。

＜文部科学省ＵＲＬ＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1421969_00001.htm
＜新潟県教育庁ＵＲＬ＞
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/20201106hyousyou.html

【食育運営研修会での紹介の様子】

本県における児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題について

生徒指導課

はじめに

文部科学省は10月に、令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しました。

本号では、この調査結果を踏まえ、本県の生徒指導上の諸課題の現状、対応や未然防止に向けた取組について述べます。

令和元年度の暴力行為の現状と課題

令和元年度の本県の小・中・高校における暴力行為の発生件数は2,381件で、全ての校種で増加し、総計で過去最多となりました。（図１）その内訳は、小学校における暴力行為の発生件数が1,416件(H30:1,364件)となり、前年度比＋52人。中学校は800件（H30:726人）となり、前年度比＋74人。高校は、165人（H30:132人）となり、前年度比＋33人。

また、本県の小・中・高校の児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.7件で、全国の平均値の6.1件を大幅に上回っています。

【図１　本県の暴力行為の発生件数の推移】

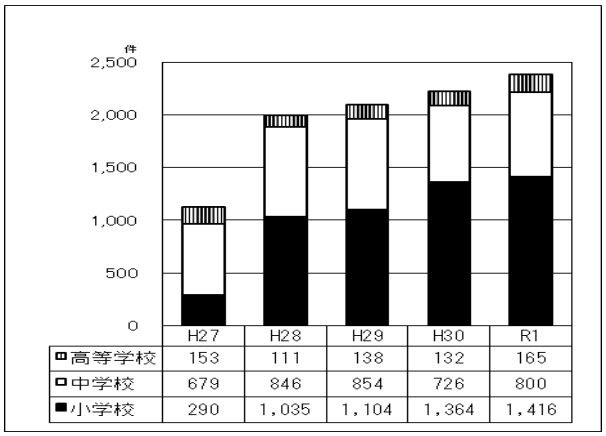

暴力行為は、小学校での増加傾向が近年続いています。また、暴力行為を形態別で見ると、全校種において生徒間暴力が最も多い(表１)ことから、コミュニケーション不足に伴いトラブルを起こす児童生徒や、感情のコントロールがうまくできない児童生徒の増加が、その要因として考えられます。

【表１　本県の暴力行為の形態別発生件数】

	対教師	生徒間	対人	器物損壊
小学校	196	1,060	8	152
中学校	26	564	18	192
高　校	9	96	5	55
合　計	231	1,720	31	399

暴力行為の対応のポイント

暴力行為の発生の背景には、児童生徒を取り巻く環境、友人関係、本人の特性等が複雑に絡んでいます。加害児童生徒への指導は、行為に至った背景を教職員が十分に理解し、行った行為には毅然と対応しながらも、その背景に寄り添った丁寧な対応が必要です。

１　未然防止

児童生徒理解を進め、実態に応じた配慮が不可欠です。児童生徒同士が互いの良さに目を向け、意図的に称賛する場面を設定することなど、自己有用感を涵養することが重要です。

２　適切な初期対応

複数の教職員により、正確な事実関係を把握し、行為が起きた背景にも配慮しながら被害・加害者に対応する必要があります。その上で、指導した内容について両方の保護者に丁寧に伝え、理解を得ることが重要です。

３　毅然とした対応

児童生徒の内面に迫る指導を行うとともに、被害者を守る視点を最優先としながら、場合によっては法的な視点を踏まえて毅然とした対応を判断することも必要です。

４　組織的な指導体制

管理職の指導のもと、全教職員による情報共有、指導内容についての教職員間の合意形成を得て取り組むことが大切です。

令和元年度のいじめの現状と課題

１　いじめの認知状況

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、小学校で16,859件（H30:15,399件）、中学校で2,688件（H30:2,343件）、高校で756件（H30:480件）、特別支援学校で87件(H30:62件)と全校種で前年度より増加し、総計20,390件（H30:18,284件）となり、過去最多となりました。(図２)

また、本県の小・中・高・特別支援学校の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、90.2件（H30:79.3件）と、全国の平均値46.5件を大幅に上回っています。

本県の小・中・高・特別支援学校における１校当たりのいじめの認知件数も24.8件となっており、全国平均値16.5件を大きく上回っています。

【図２　本県のいじめの認知件数の推移】

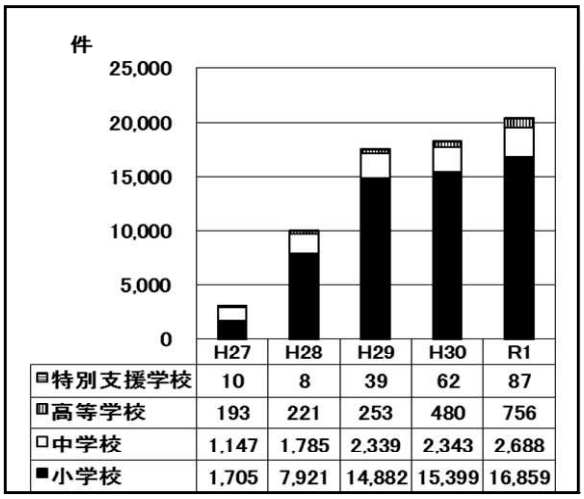

	H27	H28	H29	H30	R1
特別支援学校	10	8	39	62	87
高等学校	193	221	253	480	756
中学校	1,147	1,785	2,339	2,343	2,688
小学校	1,705	7,921	14,882	15,399	16,859

いじめの認知件数の増加の背景には、研修等により教職員の「いじめ見逃しゼロ」の意識が高まったことや、アンケート調査等で実態把握の方法を工夫したこと等が考えられます。特に高等学校は1.6倍に増加しましたが、学校訪問や自校体制の点検等をとおして、いじめの定義の理解が進んだことが考えられます。

２　いじめの解消の状況

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの解消状況は、「解消しているもの」の割合が前年度より増加しました。（表２）

その要因としては、丁寧な初期対応に努めることでいじめの長期化、複雑化を防いだためと考えられます。ただし、いじめ事案に対しては、お互いの謝罪をもって終わる等、安易に解消と判断せず、継続した見守りを行うことが大切であり、いじめ解消の定義を正確に理解する必要があります。

【表２　本県のいじめの解消状況】

		解消済	取組中	その他
R元	件数	19,513	855	22
	割合	95.7%	4.2%	0.1%
H30	件数	17,351	887	46
	割合	94.9%	4.9%	0.3%

＊「その他」は、いじめの問題による就学校の指定変更、転学や退学など

３　発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけは「アンケート調査」によるものが多い(表３)ことから、記名や持ち帰りの有無等、それぞれの利点を考慮して、アンケートを実施することが大切です。

また、どの校種においても被害者本人やその保護者からの情報が多く、被害者以外の児童生徒からの情報が少ないことから、いじめを見逃さない風土の醸成を図り、いじめの観衆や傍観者を被害者の支援者に変えることが大切です。

【表３　本県のいじめの発見のきっかけ】

	R元	H30
アンケート調査	55.2%	54.7%
本人からの訴え	18.9%	21.3%
本人の保護者からの訴え	10.3%	9.0%
学級担任が発見	6.9%	7.6%
他の児童生徒からの情報	4.3%	3.6%
担任以外の教師が発見	2.6%	2.2%

いじめ問題への対応のポイント

「学校いじめ防止基本方針」を、実態に応じて更新し、教職員や児童生徒にその内容を周知するとともに、保護者や地域に対して積極的に公開し、いじめ防止の意識を啓発することが大切です。

１　いじめの正確な認知

いじめの定義の正しい理解は、いじめの正確な認知につながります。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となる児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法　第２条　いじめの定義

この定義では、いじめ行為の継続性や反復性、被害の軽重、当事者の力関係は関係なく、いじめ行為の解釈が広くなりました。大切なことは、児童生徒の被害性に着目し、いじめの定義を広く捉え、積極的に認知をすることで、いじめの長期化、複雑化を防ぐことです。

２　いじめのサインを見逃さない

日頃から、教職員一人一人がいじめのサインを察知する「感性」を磨き、行為の背景にいじめがあるのではないかと受け止める「想像力」を鍛えるとともに、教職員が人権感覚を身に付けなければなりません。

３　抱え込みの防止と組織的対応

組織的な対応が求められる背景に、教職員の抱え込みにより重大事態に至った事案の増加があります。その背景に、「自分のクラスでいじめが起きたと言いづらい」「周りに迷惑をかけられない」等、責任感が強い教員ほど同僚や管理職に報告できないケースがあります。日頃から管理職のリーダーシップのもと、教職員集団が「あれ？おかしいな」と感じたことを相談し合える雰囲気をつくるとともに、いじめの疑いを発見した際には、その日のうちに管理職まで報告し、組織で対応するようお願いします。

４　いじめ解消に向けた継続的な取組の推進

いじめが解消されたと判断するためには、次の２つの要件が満たされることが必要です。

【いじめの解消の要件】

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

(2) いじめを受けた児童生徒がすでに心身の苦痛を感じない状態となっていること

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及び保護者に面談等で確認する。

上記の要件が満たされる場合であっても、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、継続的な見守りが重要です。

５　いじめの「重大事態」への対応

「積極的に認知する」意識が浸透し、いじめの認知件数が増えた一方、県内ではいじめの重大事態が増加しました。いじめの積極的な認知、組織的な対応によって重大事態に至らせないことが喫緊の課題です。

(1) いじめの「重大事態」とは

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

例えば、○　児童生徒が自殺を企図した場合
○　身体に重大な傷害を負った場合
○　金品等に重大な被害を被った場合
○　精神性の疾患を発症した場合　　など

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

・「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要があります。

(2) いじめの重大事態における学校の対応

○重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない。

○被害児童生徒や保護者から申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態が発生した場合の対応の流れは、以下のとおりです。

①学校は、速やかに設置者（所管の教育委員会）にいじめの発生を報告する。
＊重大事態の有無にかかわらず、学校は設置者にいじめの発生を報告しなければなりません。

②重大事態の調査主体は、学校となる場合と学校の設置者となる場合がある。設置者となる場合は、外部の第三者を構成員とした組織となる。

③調査結果は、教育委員会の指導のもと、個人情

報保護条例を踏まえて、保護者に情報提供していく。

＊調査に関しては、開始する前に被害児童生徒と保護者に対して丁寧に説明を行うことが大切です。

令和元年度の不登校の現状と課題

本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、在籍児童生徒数が減少しているなか、特に小・中学校での増加が顕著です。

１　不登校児童生徒数

本県の小・中・高校における不登校児童生徒数は、小学校777人(H30:701人)、中学校2,003人(H30:1,935人)、高等学校1,059人(H30:1,222人)です。(図３)

【図３　本県の不登校児童生徒数の推移】

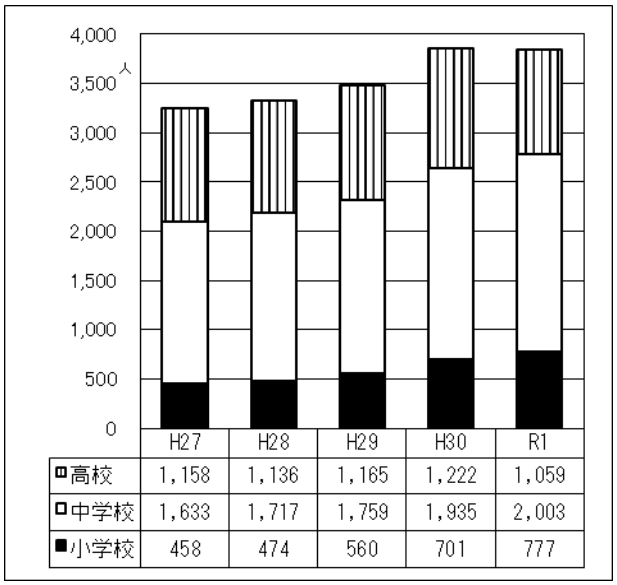

本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数においても、小・中学校で平成30年度よりも増加しており(表４)、全国平均には至っていませんが、全国と同様に増加傾向にあります。

【表４　本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数】

	R元	H30
小学校	7.2	6.4
中学校	35.5	33.8
高等学校	18.7	21.0

本県の小・中学校の不登校児童生徒のうち、90日以上の欠席者数は、平成30年度と比べて中学校で増加しています。(表５)

【表５　本県の90日以上欠席の不登校児童生徒数】

	R元	H30
小学校	262	273
中学校	1,121	1,079

２　不登校の要因

全国と同様に、主たる要因として「無気力、不安」が多く、続いて「いじめを除く友人関係」「親子の関わり方」「学業不振」が多くなっています。主たる要因以外も同様な傾向が見られます。このことから、友人関係や学業不振、家庭環境等により、無気力や不安傾向が高まり、不登校につながったと考えられます。

３　専門的人材、機関との連携

学校内外の機関等で相談･指導を受けた人数は、全国に比べて「学校外の機関」の割合が高く、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用等により、適応指導教室や民間のフリースクール、医療機関などと連携した対応が進んでいることがうかがえます。

一方、スクールカウンセラー（ＳＣ）など学校内の専門的人材の活用については、全国平均より低く、ＳＣ等の有効活用が今後の課題と言えます。

また、「学校内外のどこにも相談・指導を受けていない」児童生徒は、小・中・高校のどの校種も全国平均より高い状況にあり、その割合も増加傾向にあります。

不登校への対応のポイント

各学校の取組により、不登校状態にある児童生徒が一定数学校復帰を果たしていますが、それを超える新規の不登校が発生していることが、近年の不登校児童生徒数の増加の要因となっており、「新たな不登校を生まない学校づくり」が求められています。

１　未然防止

特定の児童生徒を想定せずに、全ての児童生徒を対象に、学校を休みたいと思わせない「魅力ある学校づくり」を進め、授業や行事等を工夫することが大切です。

２　初期対応

前年度に欠席傾向の見られた児童生徒が休み始めた場合は、不登校の予兆ととらえましょう。それ以外の生徒が突然連続して欠席する場合には、いじめや児童虐待等の可能性もあり、その背景を総合的に判断して組織的に初期対応を行うことが必要です。また、県が推奨する以下の取組の徹底もお願いします。

「子どもとともに１・２・３運動」
欠席１日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。
２日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
３日目：家庭訪問。

中学、高校進学時は、前年度の欠席状況だけでなく、小学校６年間、中学校３年間の不適応の状況について、前籍校から情報を得ておくことが重要です。学校在籍時の不適応の状況をファイリングして情報を積み重ねておくことが必要です。

３　不登校児童生徒の支援について

令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方」では、不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方として以下のように述べています。

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

また、この通知の中で、学校等の取組の充実について、以下の点に言及しています。

＜効果的な支援の充実＞
・ＳＣやＳＳＷとの連携協力
・不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫　など
＜多様な教育機会の確保＞
・児童生徒の状況に応じた適応指導教室、フリースクールなど多様な教育機会の確保
・ＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の扱い　など

不登校児童生徒に対して、新たな視点をもって対応するためにも、この通知の内容を改めて全職員に周知し、不登校児童生徒に対する学校の支援体制を見直す必要があります。

令和元年度の中途退学の現状と課題

本県の高等学校における中途退学者数は623人で、平成30年度に比べ88人減少しました。中途退学の割合は、全国が1.3%に対し、新潟県は1.1%と下回っています。

【図５　本県の中途退学の推移】

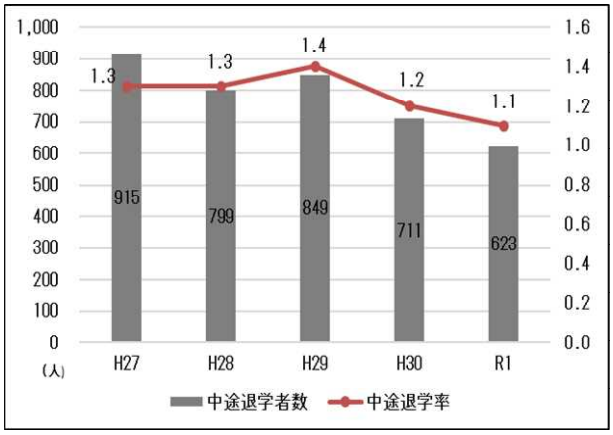

本県では、１年生での中途退学者の割合が高く、その要因としては「積極的に別の高校への入学を希望」「学業不振」の割合が高くなっています。

入学前のオリエンテーションも含め、高校生活に適応できるよう「マイスクールライフサポートブック」の活用等を図るとともに、相談体制を充実させる必要があります。

中学校は、進路指導を含めたキャリア教育の充実を図るとともに、高校入学時に、学習面、生徒指導面、家庭環境等多様な視点からの個別の情報提供が大切です。

おわりに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、児童生徒や教職員に係る負担が大きくなっている中、学校における様々な課題が深刻化しないか懸念されます。

個の教員の力では限界があるため、今後も学校が一枚岩になって、組織的に対応することが「魅力ある学校づくり」の鍵となります。

ＩＣＴの活用に向けた県立教育センターの新たな取組

県立教育センター

はじめに

ＧＩＧＡスクール構想のもと、学校のＩＣＴ環境の整備が進められています。当センターでは、これまでの教育実践とＩＣＴとのベストミックスを図りながら子どもたちの資質・能力を育成できるよう、各学校園等に対する支援を行っています。

ここでは、今年度実施したＩＣＴの活用に関する支援について紹介します。

動画を活用した授業づくり

当センターでは、個別最適な学びの実現に向けて、授業等で活用することのできる学習支援動画を作成しています。また、７月以降、県内の小中学校において動画を活用した授業づくりを支援してきました。この中から、村上市立朝日中学校の実践を紹介します。

１　実践の概要

国語、数学、理科で当センター作成の学習支援動画を活用した授業を行いました。授業後には、その効果や改善点等について協議を行いました。

２　学習支援動画を活用した授業

国語と数学の授業では、生徒がタブレット端末で動画を視聴し、自身の理解度に合わせて学習を進めました。

学習支援動画を使って自ら学習を進める生徒

理科では、動画を使って教員が課題を提示することで、短時間で課題の内容を確認できました。また、タブレット端末には、これまでに行った実験の動画や授業の資料が保存されており、いつでも参照できるようになっていました。

いずれの授業でも、生徒はわからない部分を動画で繰り返し確認することで、自分のペースで学習内容の理解を深めました。

３　動画活用の効果

(1) 生徒の感想

授業後のアンケートでは、91.2%の生徒が「学習内容がよくわかった」と答えました。

- 大事なところを動画を止めながらノートにまとめることができたので、しっかり理解できた。
- 分からない所は何回も見直すことができて、良いと思った。
- 自分のペースで、焦らず、まんべんなく学習できた。

学習支援動画を活用することで、生徒のペースに合わせて、より確実に資質・能力を育成することができます。

(2) 授業を行った教諭の感想

- 一斉授業では授業についていくことが難しい生徒が、学習支援動画を繰り返し視聴することで、理解を深めていた。
- 学習内容と実生活とのつながりを示したり、課題を提示したりするなど、多くの場面で学習支援動画を活用できると感じた。

各種研修会への講師の派遣

ＩＣＴ活用のための各種研修会に講師を派遣しています。実際に機器にふれ、オンライン会議システムを体験したり、学習支援動画を作成したりすることで、参加者にＩＣＴの有効性を体感してもらいました。

１　新潟県町村教育長会研修会

(1) 支援の概要

新潟県町村教育長会からの依頼により、１人１台端末の「学び」への活用について先進校の事例を紹介しながら、ＩＣＴの活用に向けて環境を整備する際の留意点について説明しました。また、授業支援アプリケーションソフトを体験してもらいました。

(2) 参加者の感想

・県内の現状を聞くことができ、ＧＩＧＡスクール構想を実現していく上での参考になった。
・学習支援アプリの体験をとおして、「可視化」「共有」の良さが実感でき、ＩＣＴ機器を活用する効果が理解できた。
・先進校の事例をとおして、ソフトウエアの活用やルールの作り方について考えることができた。

２　燕市研究主任研修会

(1) 支援の概要

燕市立小中学校の研究主任20名を対象として、学習支援動画を活用した授業の効果を体験した後、実際に学習支援動画を作成してもらいました。

(2) 参加者の感想

・子どもたちの理解が深まるためにどんな動画を作れば良いかを考えながら、楽しく研修できた。

学習支援動画の作成

・動画作成解説動画（教育センター作成）によって、流れが丁寧に示されたのですぐに取り組めた。作成の過程そのものが教材研究につながるので、校内研修への活用について可能性を感じた。
・高価なソフトを買わなくても、普段使っているプレゼンテーションソフトを用いて簡単に学習支援動画が作ることができるとわかった。作成の技術を高めて、自校でも学習支援動画を有効活用したい。

３　県立荒川高等学校職員研修会

(1) 支援の概要

学校の要請を受け、授業におけるＩＣＴを活用した指導力の向上を目的として、校長先生をはじめ職員約20名の参加による校内研修会を行いました。

研修会では、電子黒板やタブレット端末の活用例を示すとともに、オンライン会議システムを用いて教育センターにいるスタッフとクイズによるコミュニケーションを行いました。さらに、中学校までの学習内容を学び直すことができる学習支援動画の活用例を紹介しました。

(2) 参加者の感想

・校内の機材を使った研修だったので、すぐに授業で実践できると感じた。
・タブレット端末の活用について、知らなかったことが多くあり大変参考になった。

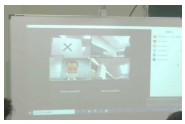

オンライン会議システムの実演

・電子黒板に書いた内容を保存すると次の授業で活用でき、前に学習した内容を素早く復習できることがわかり、生徒、教員両方にメリットがあると感じた。

新設したＩＣＴ活用の研修・講座

当センターでは、ＩＣＴ機器を活用した授業等での支援の充実に資するため、次の研修・講座を新設しました。

１　１人１台端末活用講座（申込終了）

＜内容＞　オンライン学習の方法や、１人１台端末の活用についての講義・演習

２　ＩＣＴを活用した授業づくりリーダー養成講座（申込終了）

＜内容＞　ＩＣＴの活用法についての講義のほか、自校におけるＩＣＴ活用及び研修計画についての発表、意見交換

年度途中の案内にも関わらず、多数の学校から申込みがありました。

このほかに、県立学校を対象に割当の研修として**「ＩＣＴ活用研修」**を、市町村教育委員会を対象に希望の研修として**「ＩＣＴ訪問研修」**を新たに実施します。これらの研修の様子は、教育センターだよりで随時紹介します。

おわりに

今後も教育におけるＩＣＴの活用を一層推進するため、研修・講座の内容を改善していきます。

校内研修の講師の派遣等、ＩＣＴ機器の活用についての御相談がありましたら、当センターまでお問合せください。

インフォメーション

●県立近代美術館（長岡市）

【コレクション展　第４期】

○会　　期　　１月５日(火)～４月４日(日)
○休 館 日　　毎週月曜日
　　(祝日の場合は開館、翌日休館)
○開館時間　　午前９時～午後５時
　　(観覧券の販売は午後４時30分まで)
○内　　容

［展示室１］

近代美術館の名品

［展示室２］

名画　世界一周
各国を描いた作品を、大陸ごとに展示します。

［展示室３］

＜前期＞ ルネサンスの版画（～２月14日）
デューラーとバルバリ、ルネサンスを代表する２人の版画家の作品を紹介します。

＜後期＞ 水彩画の世界（～２月16日）
水彩画の普及に関わった作家達の作品を中心に水彩画の魅力を紹介します。

○観 覧 料　　一般430円（340円）
　　高校・大学生200円（160円）
　　中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

竹谷富士雄《モンマルトル・昼下り》1978年

●県立万代島美術館（新潟市）

企画展
「岡本太郎展　太陽の塔への道」

太陽の塔内観模型
(2018年版)
岡本太郎記念館蔵
©公益財団法人
岡本太郎記念
現代芸術振興財団

2018年に塔内修復を終え、半世紀ぶりによみがえった太陽の塔。これを契機に、いま岡本芸術の数々に大きな注目が集まっています。本展は、再生を果たした太陽の塔を中核に据えながら、岡本太郎と岡本芸術の本質を考えようとする展覧会です。構想段階から完成まで、さらには再生事業までをも網羅して太陽の塔の半世紀を一望するとともに、太陽の塔誕生の舞台となった1970年大阪万博「テーマ館」を概観し、太陽の塔の全体像を浮かび上がらせます。加えて太陽の塔の誕生にいたる道のりを振り返り、「岡本太郎はいかにして太陽の塔に到達したのか」「太陽の塔に何を込めようとしたのか」を考えていきます。

○会　　期　　開催中～３月７日(日)
○休 館 日　　１月４日(月)、１月18日(月)、
　　２月１日(月)、２月15日(月)
○開館時間　　午前10時～午後６時
　　(観覧券の販売は午後５時30分まで)
○観 覧 料　　一般1,200円(1,000円)
　　高校・大学生1,000円(800円)
　　中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

【お知らせ】
・マスクの着用に御協力をお願いします。
・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容に変更が生じる場合もございます。
　最新の情報は美術館ウェブサイト等で御確認ください。

県立近代美術館
住所　長岡市千秋３丁目278-14
ＴＥＬ 0258-28-4111
ＵＲＬ https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/

県立万代島美術館
住所　新潟市中央区万代島5-1　朱鷺メッセ内
　　万代島ビル5階
ＴＥＬ 025-290-6655
ＵＲＬ https://banbi.pref.niigata.lg.jp/

●県埋蔵文化財センター（新潟市）

冬季企画展「発掘！新潟の遺跡 2020」

最新の発掘調査の成果を出土品や写真で解説します。令和２年度に発掘調査を行った縄文時代の村上市上野遺跡や上越市下割遺跡などのほか、整理作業が進んだ古墳時代の南魚沼市六日町藤塚遺跡などの出土品を展示します。

初公開の出土品多数です。ぜひご覧にお越しください！

【下割遺跡　作業風景】

○期　日　開催中～３月 28 日(日)
○時　間　午前９時～午後５時
○観覧料　無料

第 24 回遺跡発掘調査報告会

令和２年度に発掘調査を行った遺跡の最新成果の報告と、村上市上野遺跡に関するシンポジウムを行います。

【上野遺跡　低地から上る階段状遺構】

○期　日　３月７日(日)
○時　間　午前 10 時～午後３時 30 分
○会　場　新潟県文化財センター
○観覧料　無料
○定　員　30 名（事前申し込みが必要、定員になり次第締切）
　　１月 12 日(火)から申込受付開始

新潟県埋蔵文化財センター
住所 新潟市秋葉区金津93番地1
ＴＥＬ 0250-25-3981
E-mail niigata@maibun.net
ＵＲＬ　https://www.maibun.net

今年の冬は普段以上に
手洗い、うがいをしっかりと行い、
体調に気をつけましょう

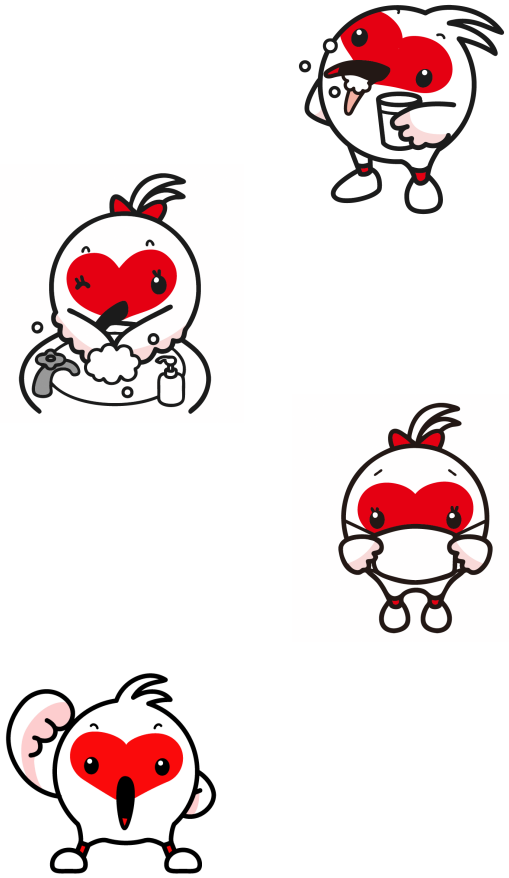

※PDFファイルで御覧の方は、下線部(Webページアドレス)をクリックすると、直接該当Webページにジャンプしますので御活用ください。
※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。
「新潟県　教育月報」で検索してください。

教育月報

発行所　新潟県教育庁総務課
所在地　〒950-8570
　　新潟市中央区新光町４番地１
電　話　025-280-5587
ＦＡＸ　025-285-3766
E-mail　ngt500010@pref.niigata.lg.jp
Web 版 URL：
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください
＜無断転載を禁ず＞